

○草加市手話言語条例

令和3年9月27日

条例第20号

言語は、互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。手話言語は、音声言語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの感情を分かり合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

しかしながら、これまで手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、音声言語のみの社会の中で、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する理解の広がりやをいまだ感じる状況に至っていない。

ここに、私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解の広がりをもって、ろう者とろう者以外の者が、教育、医療、子育て、災害時など生活のあらゆる場面で、手話を使って同等の暮らしができる環境を整備し、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現するために、草加市手話言語条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の整備を図り、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 手話 コミュニケーションの手段の一つで、ろう者がコミュニケーションをとり、又は物事を考えるときに使う言語で、手指、表情等を使って概念、意思等を視覚的に表現するものをいう。

(2) ろう者 聴覚に障がいがあり、手話を第一言語として使用する者をいう。

(3) コミュニケーション 相互に意思を伝え合い、感情を分かり合うための意思疎通をいい、ろう者による情報の発信、取得等もこれに含む。

(4) 合理的配慮 ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。

(基本理念)

第3条 手話が言語であることへの理解及び普及に当たっては、手話が他の言語と同様に一つの言語であることへの認識に基づき、ろう者及びろう者以外の者が一人ひとりの思いを大切にし、互いに人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本としなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、ろう者に対する合理的配慮を提供するとともに、市民及び事業者に対する手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(埼玉県との連携及び協力)

第5条 市は、市民及び事業者に対する手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備に当たり、埼玉県と連携し、及び相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者に対する合理的配慮の提供及び手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 市は、教育、医療、子育て、災害時等の生活のあらゆる場面に関する次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、その方針を策定するものとする。

(1) 手話の理解促進に関すること。

(2) 手話を使用しやすい環境の整備に関すること。

(3) 手話によるコミュニケーションの支援に関すること。

(4) 手話通訳者の養成及び確保に関すること。

2 市は、施策の推進に当たっては、市の障がい福祉に関する計画等との整合性を図るものとする。

3 市は、施策の推進に当たっては、定期的にはろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くための機会を設け、必要があると認めるときは、施策の見直し等の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、前条第1項の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。